

令和元年度第3回和歌山市子ども・子育て会議 議事録

1. 日時：令和元年10月30日（水）14:00～15:30

2. 場所：和歌山市役所本庁舎14階 大会議室

3. 会議次第

1 開会

2 議題

(1) 第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画基本目標別施策について

(2) その他

3 閉会

4. 会議資料

基本目標別施策一覧

基本目標別各施策

基本目標と施策体系図（現行計画との比較）

次期計画策定における新規及び削除施策等の一覧

地域子育て支援拠点事業に係る資料

1. 開会

【会議資料の訂正】

（事務局）

- ・「就学前教育保育事業と地域子ども・子育て支援事業の充実」の49、幼児教育・保育の質の向上で、担当課が教職員課となっているのを教育研究所に修正。
- ・次のページ基本目標5の子供・若者の育成支援の充実の（3）生きる力を養う教育環境の充実のところ、111幼児教育に関する情報提供の担当課が教育研究所を教職員課に修正。
- ・128番、いじめ・不登校問題等への対策で空欄になっているところにこども支援センターと記入。
- ・資料配布した削除施策の一覧のなかの削除事業の110番は削除せずに残す。

2. 議事

村田会長あいさつ

今日は市より施策の一覧をお示しいただきました。

施策について皆さまよりご意見をいただきたいと思っております。

(1) 第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画基本目標別施策について

(事務局)

【基本目標別施策一覧・次期計画策定における新規及び削除施策等の一覧に基づき説明】

- ・今回の計画にも目標値を設定している。過去の推移や目標達成を勘案して設定しているが、計画を遂行するなかで数値化するのになじまないものもあった。担当課で検討し、令和6年度の目標値を設定していない施策もある。
- ・1ページ目の新、子育て世代包括支援センターの設置は、「設置」を「運営」に変更する。すでに平成28年に設置して運営しているため。
- ・産後ケアの実施も、平成28年9月より実施しているが、次の計画から掲載していきたいと考えている。家族の支援が得られない退院直後の母子や産後健診で支援が必要と思われる産婦に対して保健指導や育児指導を行うもの。
- ・基本目標1-1に新たに新規事業を追加する。机上配布している資料を参照。1-(1)「幸せたく3未来ギフト事業」で、平成28年6月から開始している事業。こども3人以上のお父さんお母さんにギフトを贈呈し、出産を奨励するもので、今回の計画に載せていきたい。
- ・7ページの子ども家庭総合支援拠点の設置について、来年度から実施を予定。平成28年の児童福祉法の改正により自治体に設置が義務づけられたもの。
- ・39は後程詳しく説明する。
- ・8ページ 基本目標2 子育てしやすい環境整備の充実の(3)について、現行計画の「地域と学校の連携」を「地域とともにある学校づくり」に名称を変更。
- ・9ページ(4)66 「多子世帯の保育料の軽減」について、保育料の支援が拡充されているので名称を変更したい。
- ・基本目標2の(4)に「幼児教育・保育の無償化」を新たに追加。3～5歳の全児童の教育・保育料の無償化、0～3歳の住民税非課税世帯、認可外保育所を利用している人も一定の条件のもとで無償化、障害児通所施設の利用料も無償化とし、掲載する。
- ・9ページの一番下のひとり親家庭の高校進学支援も今回新規。
- ・2-(5)の両親教室の開催も新規で、男性の育児参加を促すための施策。
- ・10ページの「育児男性意識醸成事業」について、内容を変更。今までは父子手帳の発行という内容だったが、企業への働きかけ、イクボスを推進する意味で掲載している。
- ・(6)「ハローワーク求人情報の提供」だったが、「求人情報の提供」に名称、内容ともに変更。
- ・「転職・再就職の支援」についても、「転職・再就職講座の開催」から名称、内容を変更。
- ・あらたに2-(6)「3世代同居近居促進事業」を追加。平成28年6月から事業を開始しているが、子育てと仕事の両立支援につながるので掲載する。
- ・3-(1)33も内容を変更している。スマートフォンアプリやSNSを活用するお母さんが増え、市も対応をしているので、内容を変える。
- ・13ページ 49の「幼児教育・保育の質の向上」は、現行計画の「保育サービスの充実」から変更する。和歌山市公立幼保連携型認定こども園・幼児教育・保育カリキュラムを現在策定中であり、これを活用して各園の教育・保育の充実を図る。
- ・21ページ、基本目標4の(3)「海外にルーツをもつ子供とその家庭への支援」について、国の指針で国際化が進むなかで海外出身の子供と家族への支援が必要とうことで掲載している。「外国籍児童等に対する学習支援」は、現在も行っているが、引き続き行っていきたい。
- ・新としている「未就学児の把握と就学支援」も現在も行っているが、外国籍の未就学児童の把握と就

学に向けた支援を行っていききたい。

- ・「学校・支援機関・団体との連携による子供や家庭への支援」も今回あらたに掲載する。
- ・基本目標5の「子供・若者の育成支援の充実」(2)「スポーツ環境の充実」については、「和歌山市スポーツ推進計画に基づく施策の推進」だったものを、名称、名前を変えている。
- ・25ページの「幼稚園教育・保育士等の資質向上」も新規。
- ・29ページ、基本目標5(6)の「キャリア教育の推進」については、これまでは「勤労観・職業観に関する啓発」という名称だった。小学校から働く人々との交流や職場見学を実施するという内容に変更した。
- ・30ページ、(8)「赤ちゃんふれあいプロジェクト」は、「児童生徒と乳幼児とのふれあい体験」から変更。家庭教育支援条例10条の親になるための学びの支援からこのプロジェクトを行っている。
- ・31ページの「学習支援」は新規。
- ・新規事業一覧の上から4つめ、6-1「こどもの貧困に関する啓発」を載せさせていただいた。子どもが貧困状態にあっても、周りのおとなに伝えられない。貧困を見い出すために、リーフレットを作成し、今年度に印刷して学校などに配布し、こどもの貧困の早期発見に努めていきたい。
- ・「こどもの居場所をつくる地域の力を支援」については、こども食堂などこどもの居場所づくりを運営している団体の情報が子どもたちに伝わりにくいということもあり、そうした開催情報を知らせたり、食材の支援をしたい人と運営団体をつなげるための連携をしている。公共施設を利用して運営している団体に利用料を支援したり、安心安全なこども食堂を運営できるように支援していきたい。
- ・こうした事業をこどもの貧困対策に掲載していく。
- ・こどもの貧困対策については、生活実態調査のなかで課題が上がってきたが、認知度が低い。
- ・学力が身につけられるような学習支援や支援が必要な子どもを把握して必要な支援を行うためのプラットフォームとして学校は有効だが、学校だけでは対応が難しい。こども支援センター等と連携して家庭への支援をしていくということを盛り込んだ。安全安心な居場所づくりも公的な支援が必要。

【地域子育て支援拠点事業について説明】

施策No39について、机上配布の資料を参照。

現状の施設の指標も、13か所から10か所に減少している。出生数が減少し、28年から3000人を下回っている。女性の就業率が増加している。子育て世代だけでなく、祖母世代の就業率も増加しており、保育施設の需要が今後も伸びていくとみられる。0～2歳児は減少しているが、3号認定は増加している。地域子育て支援拠点の利用対象のお子さんの保育ニーズが高くなっている。利用人数をみると、利用者数の減少がみられる。認定こども園の増加、民生児童委員の実施している子育てサロンを利用する人もあり、利用が多様化している。そうしたことを踏まえて、現在13か所ある拠点を10か所に見直したいと考えている。

13か所の拠点を中学校区に照らし、10ブロックの各ブロックに1か所に配置することを提案したい。市内には42の連合自治会があり、これを10ブロックに構成する。10ブロックと地域と親子をつなぐ地域子育て支援拠点の本来の役割を果たすと考えている。選定方法は、プロポーザル方式による公募を考えている。第9ブロックの拠点として、令和2年に開館する新図書館内への設置に向けて、今年度中に公募して選定する。令和2年度には10ブロックすべてで公募し、令和3年度から運営を開始したいと考えている。

(会長)

施策に沿って質問をいただきたい。

私のほうから質問ですが、地域とともにある学校づくりについて、コミュニティスクールの推進とあります。コミュニティスクールのなかに学校運営協議会を置くという制度になっているようですが、学校運営協議会を設置しているコミュニティスクールの数は和歌山市ではどうなっているのか。今後はどのような計画をもっているのか。また、目標には学校開放月間期間中の来校者数となっているが、趣旨からすると、コミュニティスクールの設置数のほうが適正ではないでしょうか。

(学校教育課)

今年度からすべての学校でコミュニティスクールが開始されました。なので、学校運営協議会をすべての学校で行っています。これまでは指標でコミュニティスクールの設置校数を設定できましたが、全校設置になったので指標の項目を変更しました。

(委員)

地域子育て支援拠点事業について、13か所の拠点があるが、翌年度には今あるところも含めてプロポーザルで選定して10か所になるということでしょうか。

(事務局)

13か所を10か所にするということで、公正公平にプロポーザルで実施していこうと考えている。

(会長)

ほかにご意見ございますか。

(委員)

地域子育て支援拠点について、令和元年度に1か所増えて14か所になる。10ブロックに分けるとのことですが、私たちは最初は東西南北で6か所か7か所に分けると聞いていました。これを10ブロックに分けるとのことですが、誰がそれを決めているのでしょうか。以前の案のときに、それはやめてほしいと言いました。今回、あらたな案をはかっていますが、プロポーザルに反対するわけではないが、14にして、それを10ブロックにするというのは誰が決めたのですか。

(事務局)

これはあくまでも案ですが、地域子育て支援拠点のプロポーザルについては、前回の会議にもはかっています。プロポーザルはすでに公募しています。10か所というのは案です。

(会長)

10か所というのは、長期総合計画からきている案でもないのですか。

(事務局)

何か所にするか検討したときに、国が中学校区に1か所ということで進めていますが、和歌山市は加多や雑賀に1か所置くということで13か所になっています。前回の計画でも目標は14か所というこ

とにしていますが、人口減少や保護者の就労状況などで0歳児の保育のニーズが増えたこともあり、在宅児を対象とした地域子育て支援拠点施設を利用する親子が少なくなることが予想されます。数を減らそうということで、そのあとで何か所にするかを考え、地域にまんべんなく置こうと考えました。どこに置くかを考えたとき、42地区連合自治会あるなかで、10ブロックというのはいろいろなところで使われています。つながりあって住民自治を進めていく観点から、長期総合計画でもそのブロックの計画を作っており、地域の活動が活発だということで、10か所ということで提案させていただきたい。

(委員)

高齢者施策は15か所でやっています。子どもは10か所、自治会は40数か所。市の施策はばらばら。地域をどのように考えているのか、高齢者と子どもがばらばらで、それで地域で子どもを育てていくことができるのか。10ブロックは和歌山に定着した考えだとは思いますが。しかし、自治会と学校区もあっていない。このことはどう考えていますか。

(村田会長)

そのとおりだと思います。お答えできることがあれば、お願いします。

(事務局)

高齢者のブロックとの矛盾があるのは承知しています。学校と自治会ともずれています。これは子どもの数が増えて校区変更した経緯があり、将来の課題とは考えています。この計画のなかでも、教育のブロック、子育て支援として地域との協力関係を構築していかないといけないなかで、ずれていることは承知しています。次の5年間を進めていくなかで、今後は市全体で考えていかないと考えています。

(委員)

10にするならば、きちんとするほうがいいと思う。こども園は、子育て支援拠点を設けるようにいわれていますので、すべてのこども園は子育て支援拠点を実施することになっています。その点の整合性はどうか。それと、今年度プロポーザルをするということですが、契約は単年度なのか。

(会長)

10ブロックについての議論がありました。学校、福祉等のブロックとの整合が必要で、不具合が生じているのではないかということですが、これは委員の意見です。10ブロックについて、市がこれで進めていくという考えを伺いました。承認が必要ということであれば、また委員会で議論や承認をしていきたいと思いますが、今日は10か所ということで進めさせていただきます。

次にプロポーザルの件について、期間などについてお答えいただけますか。

(事務局)

本来は3年がよいのかとは思いますが、今回は1年契約の予定でプロポーザルを出しています。

認定こども園を設置するときは、地域子育て支援拠点をすることが義務づけられています。今回の地域子ども子育て支援拠点については、スペースを置くということになっています。認定こども園についても居場所を設置していただいているところもありますが、スペースを必ず置くということにはなって

いません。相談業務やアウトプット、外へ出での相談に含まれており、そのことについては、認定こども園に担っていただきます。別に、こどもの居場所ということで10か所を設置して進めていきたい。そういうところで住み分けをしていきたい。

(委員)

すみ分けをするのはよいが、それをどのようにお母さん方にPRするのでしょうか。13か所が10か所になって、こども園があつて、どれもが地域子育て支援拠点と名乗っています。その違いはどのように広報するのでしょうか。子育て支援拠点ということで、保護者は同じように思っておられるのではないのでしょうか。

(事務局)

認定こども園でも地域子育て支援拠点を実施していただいているところとの違いがわかりにくいというのは課題だと思っています。今回プロポーザルを実施するところについては、明確に認定こども園との違いをわかるように広報していきたいと考えています。

(委員)

プロポーザルをする上で、そのことをきちんと説明してもらいたい。また、エリアについても、ここで説明して追認したということでどんどん進めていくのか。全体的な構想について話をした上で理解を得るようにするべきではないか。地についた施策をしないとイケないと思います。契約も1年ということで、そのために予算を使って部屋を確保してというのはどうなのかと思います。

(会長)

プロポーザルの契約1年では短いという意見。きちんと説明してもらいたという意見、保護者が混乱しないように広報の充実、などのご意見です。時間の関係上、次に進めさせていただきます。

(委員)

待機児童をゼロにするというのはわかりますが、認定こども園化することは待機児童対策にならないのではないかと。2号、3号のこどもを増やすことが大事なのであって、1号の定員を増やす必要はないと思います。

(会長)

定員増についての具体的な施策内容をご説明をお願いします。

(事務局・保育こども園課)

幼稚園から認定こども園に移行する場合、2号、3号の定員の設定をお願いしています。3～5歳児の待機児童は発生していない。発生しているのは1～2歳児。認定こども園に移行する幼稚園については、0～2歳の定員を設けてもらうようお願いしています。これにより、待機児童の解消に取り組みたいと考えています。

(委員)

保育園から移行するほうはどうなるのですか。これは幼稚園のことだけをいっているのですか。

(保育こども園課)

保育園から認定こども園にする場合、あらたに1号部分が加わることになります。2号を減らして1号の定員を設けることはしないようにしています。今は施設改修をして移行される場合があります。

(委員)

保育園から移行した場合は、定員が増えないということですか。

(保育こども園課)

幼稚園から移行する場合には2号、3号の定員が増えますので、これで待機児童の解消に努めたいと考えています。

(委員)

今年の待機児童の現状はどうですか。

(保育こども園課)

今年4月時点の待機児童は19名で、すべて1歳児。9月時点では50名が待機となっています。1歳児が43名、2歳児が7名です。

(委員)

教育・保育の無償化はあまり関係ないのですか。

(保育こども園課)

無償化になるなかで、新2号といわれる幼稚園を利用されていて、しかし保育の必要性があるという児童が4月当初より100数名がふえている。ほとんど満3歳児なので、保育への影響はあまり出ていませ。

(会長)

子育て施策にとって最も重要なことだと思います。

(委員)

こども子育て会議というのは、一番大事なのは無償化のことです。その議論はしないといけないと思います。受け皿がどうなるか、働き方改革も関係しています。お母さん方にも何が無償化になるのか、きちんと説明してもらいたい。国の子育て会議は無償化のことだけでずっと議論しています。

(会長)

次の進め方の前に、提案がありますか。必要があれば部会で議論していくことにしましょうか。部会で引き続き議論するのでよいですか。

(委員)

15ページの58、若竹学級の件ですが、子どもを預けている方から民営化について質問されています。市はどのように考えているのですか。働いている方、預けている方が不安を感じています。

(会長)

ほかの意見があれば、合わせてお願いします。

(委員)

新2号という話がありましたが、市民の認識は低く、保護者はピンときていません。本来適用される人も申請をされていない。きちんとPRしてもらいたい。

(会長)

では、若竹学級のことから。

(青少年課)

民営化ではなく、委託ということになります。入室の決定、利用料の決定など重要な部分は青少年課が決めます。若竹学級は以前の70数学級から今は90学級に増えています。指導員も500人程度になっています。工夫して保育していただいておりますが、人の確保に苦慮しています。民間会社のノウハウを活用して指導員の確保、保育内容の充実をしていきたい。現在働いている指導員が希望されたら、そのまま雇用してもらおうようお願いしています。指導員に対する説明会も開催していますので、十分に説明していきたい。入室、利用料、減免についてはこれまで通り青少年課が決定していきます。

(委員)

いつから考えているのか。

(青少年課長)

数年来検討してきましたが、予算化については9月議会でとなりました。9月議会終了後、保護者説明会、校長会への説明をしています。実施は令和2年度4月からです。11月中旬にプロポーザル、12月末までに業者選定をし、1～3月に説明会をしていきたい。

(委員)

業者はどの程度参加しているのですか。

(青少年課)

4社程度参加していただけると考えています。

(委員)

働く人に対する責任、子どもへの責任は青少年課が引き続きもつということによいですか。

(青少年課)

責任は青少年課がもちます。プロポーザルをし、指導はきっちりとしていきます。

(会長)

予定の終了時間になりました。

(事務局)

限られた時間でお話できなかったことについては、11月6日までにご意見票に記入して返送していただきますよう、お願いします。

終了